

マネー・ローンダリング等防止対策にかかる方針

株式会社東邦銀行（以下「当行」と言います）は、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融、制裁違反（以下「マネー・ローンダリング等」と言います）の防止が金融機関としての重大な責務であることを認識し、以下の通り、マネー・ローンダリング等の防止のための内部管理態勢を構築し、業務を遂行いたします。

1. 運営方針

マネー・ローンダリング等の防止を経営の重要課題の一つと捉え、単に関連法令等の形式的な遵守にとどまらず、当行のリスクに応じた適切な措置を講じ、その実効性を確保します。

2. 一元的な管理態勢の構築

マネー・ローンダリング等の防止にかかる責任者・担当者の役割および責任を明確にし、関係部署の適切な連携により一元的な管理を行います。

3. 適切な内部統制の確保

取引時確認の実施および確認記録・取引記録の作成・保管、資産凍結等の措置にかかる確認、継続的なお客さま情報の管理、取引モニタリング・フィルタリング、疑わしい取引の届出、コルレス先管理等、マネー・ローンダリング等防止のための適切な内部統制を確保します。

4. 適切な従業員教育の実施

マネー・ローンダリング等の防止に関する研修等を継続的に実施し、役割に応じた専門性・適合性を有する職員の確保・育成に努めます。

5. 有効性検証

マネー・ローンダリング等の防止に関する各種措置についてモニタリングを行い、その有効性を検証した上で、強化を図ります。

以 上